

# 学生と20歳代の人には免除制度があります

## 学生納付特例制度

20歳以上の人はすべて国民年金に加入することになっています。しかし、学生の場合は保険料を納めることができないこともあるため、納付が困難な学生に対して納付特例制度を設けています。

## 若年者納付猶予制度

20歳から30歳未満までの方で、ある一定の所得以下で保険料を納められないときに、申請により保険料を後払いにすることができるよう若年者納付猶予制度を設けています。

## 特例・猶予を受けた期間

老齢基礎年金を受け取るためには、原則25年以上の納付期間が必要です。学生納付特例制度又は若年者納付猶予制度を受けた期間は、25年の資格期間に含まれません。しかし、老後の年金額には反

映されませんので、老後の年金額を満額に近づけたい方は10年以内に後から納めてください。ただし、翌々年度を越えて納める場合、当時の保険料額に計算がつかず。

（左表参照）

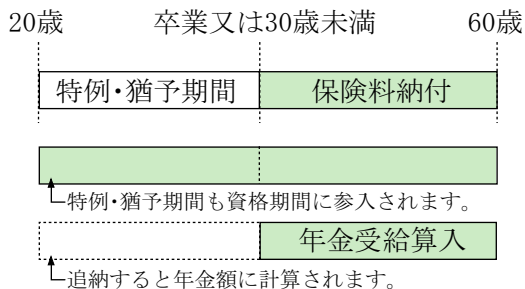
※特例・猶予期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、受給資格があれば障害年金が支給されます。

## 特例・猶予を受けた期間

申請書に必要な事項を記入し、住民票がある市町村の年金担当窓口に提出してください。

### ●必要な書類

「学生納付特例制度」:  
在学証明書または学生証の写し、印鑑、国民年金手帳  
「若年者納付猶予制度」:  
印鑑、国民年金手帳、離職票等（失業した方）



## ▼免除等の承認を受けた年度の保険料を平成18年度に追納する場合の額

承認を受けた月の年度	追納額(1ヶ月分)
平成 8年度	16,480円
平成 9年度	16,260円
平成10年度	16,010円
平成11年度	15,400円
平成12年度	14,800円
平成13年度	14,230円
平成14年度	13,690円
平成15年度	13,490円
平成16年度	13,300円
平成17年度	13,580円

## 申請できる人

### ■学生納付特例制度の場合

①前年の所得が以下の金額であること。『118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等』

②学校法人の許可を受けている学校の学生

### ■若年者納付猶予制度の場合

20歳代の若者本人と配偶者の所得が一定以下であること。  
『(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円』

## 問い合わせ先

市民環境課 戸籍年金係  
Tel 22-3135  
熊本東社会保険事務所  
Tel 096-367-2500

